



平成20年度 から

健康診査が変わります



日本人の生活習慣の変化などにより、近年、糖尿病などの生活習慣病が増加しており、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の3分の1となっています。このため、平成20年度からは、40歳から74歳までのすべての人を対象に、生活習慣病の予備群を早期に発見し、保健指導を行うための新しい健康診査（健診）がスタートします。

市で行ってきた健診の実施方法が変わるほか、市民の皆さんの健診は、年齢や加入する健康保険などによって次のようになります。



特定健康診査

40歳から74歳までの方

医療保険者（健康保険証の交付元である市や健康保険組合など）が特定健康診査を実施します。

国民健康保険に加入の方

- ・市が実施する特定健康診査を受けてください。
 - ・対象者には実施時期に、市から診査票を送付します。
 - ・市内の指定医療機関で受診してください。
- ※人間ドックを受診される方は、事前にご相談ください。
【問合せ】保険年金課 国民健康保険係 健康課

職場の健康保険などに加入の方と被扶養者の方

- ・加入する健康保険組合などが実施する特定健康診査を受けてください。（市の特定健康診査は、受けられません。）
- ※実施方法などについては、加入する健康保険組合などにお問い合わせください。



75歳以上の方（一定の障がいがあると認定を受けた方は65歳以上）

東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受けて、市が健診を行います。

- ・対象者には実施時期に市から診査票を送付します。
- ・市内の指定医療機関で受診してください。

【問合せ】保険年金課 後期高齢者医療係 健康課



自分の健診は どうなるの？

25歳から39歳までの方

- ・別途お知らせし、募集を行います。
 - ・受診が決定した方には実施時期に診査票を送付します。
 - ・市内の指定医療機関で受診してください。
- 【問合せ】健康課

- ◎成人歯科健康診査、がん検診、健康相談などは今までどおり行います
- ◎65歳以上の方（要支援・要介護認定を受けている方を除く）
- ・介護予防事業の参加が望ましい方を把握するための生活機能評価を実施します
- ・介護福祉課から4月下旬に基本チェックリストを対象者に送付します

生活保護受給者の方

- ・対象者には実施時期に診査票を送付します。
 - ・市内の指定医療機関で受診してください。
- 【問合せ】健康課

特定健康診査・特定保健指導スタート

●特定健康診査とは…

40歳から74歳までの方を対象にした、主に生活習慣病の予備群の早期発見と改善に重点を置いた健康診査です。

●特定保健指導とは…

特定健康診査の結果、食事や運動などの生活習慣の改善が必要と判定された方に、メタボリックシンドロームから脱出するための生活習慣改善のお手伝いをするものです。

年に一回は 必ず健診を 受けましょう



特定健康診査

健診の結果により
グループ分け

情報提供

健診結果の見方や、より健康な生活を送るための生活習慣の改善などに関する情報を提供します。

生活習慣の改善の必要性が低い方

生活習慣の改善の必要性が中程度の方

生活習慣の改善の必要性が高い方

治療が必要な方

特定保健指導

動機付け支援

- ・保健師や栄養士による面談（1回）を行い、生活習慣の改善のための行動目標の設定や実行に向けた支援をします。

積極的支援

- ・保健師や栄養士が定期的に面談や電話、手紙などで生活習慣の改善のための支援をします。
- ・3か月以上継続して支援を行い、6か月後に改善効果の評価を行います。

医療機関への受診を
すすめます

メタボリック シンドロームとは…

内臓脂肪型肥満の人が高血圧、脂質異常、高血糖など生活習慣病の危険性をあわせ持っている状態をいいます。心筋梗塞や脳卒中など、動脈硬化性疾患を発症する危険性が最大で通常の36倍とされています。



問合せ

保険年金課	国民健康保険係	☎042(346)9529
保険年金課	後期高齢者医療係	☎042(346)9538
健康課（健康センター内）		☎042(346)3700
介護福祉課	地域支援係	☎042(346)9539

